【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第4区分

【 発 行 日 】 平 成 18年 1月 5日 (2006.1.5)

【公表番号】特表2005-500642(P2005-500642A)

【公表日】平成17年1月6日(2005.1.6)

【年通号数】公開・登録公報2005-001

【出願番号】特願2003-522096(P2003-522096)

【国際特許分類】

G 1 1 B 23/40 (2006.01) C 0 9 J 7/02 (2006.01) C 0 9 J 201/00 (2006.01) G 1 1 B 7/24 (2006.01)

[FI]

G 1 1 B 23/40 A
C 0 9 J 7/02 Z
C 0 9 J 201/00
G 1 1 B 7/24 5 7 1 A

# 【手続補正書】

【提出日】平成17年8月5日(2005.8.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

光ディスクに固定可能な物品であって、

バッキングと、

該バッキング上に配設された再配置可能な接着剤の層であって、ここで、該再配置可能な接着剤は、該光ディスク上の読取り/書込み表面に対して第1のより高い接着レベルを有し、かつ非標的表面に対して第2のより低い接着レベルを有する、再配置可能な接着剤の層と、

を備える物品。

### 【請求項2】

前記接着剤が、非標的表面に対して約230グラム/インチ未満の第2の接着レベルを有する、請求項1に記載の物品。

# 【請求項3】

前記接着剤が、約85グラム/インチから約2550グラム/インチの間の第1の接着レベルを有する、請求項1に記載の物品。

#### 【請求項4】

前記接着剤が、室温で  $1\times10^6$  パスカルよりも大きい貯蔵モジュラスを有する、請求項 1 に記載の物品。

#### 【請求項5】

物品を光ディスクに固定しかつそれから除去する方法であって、

再配置可能な接着剤を有するバッキングを光ディスクの読取り / 書込み表面に接触させて配設するステップであって、ここで、該再配置可能な接着剤は、該読取り / 書込み表面に接触させて配設されるステップと、

該光ディスクから該バッキングを引き剥がすステップであって、ここで、該再配置可能

な接着剤の層は、該バッキングに対して該光ディスクに対するよりも高レベルの接着性を 有する、引き剥がすステップと、

を含<u>み、前記再配置可能な接着剤が、前記光ディスク上の読取り/書込み表面に対して第</u>1のより高い接着レベルを有し、かつ非標的表面に対して第2のより低い接着レベルを有する、方法。

### 【請求項6】

前記バッキングの第2の面上にインク受容層を配設するステップと、 前記バッキングの第1の面上に前記再配置可能な接着剤層を配設するステップと、 をさらに含む、請求項5に記載の方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】変更

【補正の内容】

[0028]

図2に示されるシート構築体は、インクジェットプリンターまたはレーザージェットプリンターに挿入することができる(図示せず)。参照番号25により全体的には示される英数字およびグラフィックスは、インク受容層24上に印刷することができる。プリンター装置は、剥離ライナー23により接着剤層12から保護される。シート20が印刷された後、剥離ライナー23を廃棄することができる。有利には、剥離ライナー23は、標準的なシリコーンタイプの剥離ライナーでありうるが、標準的な知ピア紙またはプリンター紙のような1枚の紙であってもよい。剥離ライナー23が標準的な紙である場合、シートを印刷した後、紙を「リサイクル」してプリンターで使用し通常の印刷に供するか、またはシリコーンタイプの剥離ライナーにまつわる環境問題を起こすことなくごみ箱に普通に廃棄することができる。剥離ライナー23の有用な例には、ポリエチレンコート紙のようなポリオレフィンコート紙およびPEやPPのフィルムのようなフィルムも包含されうる